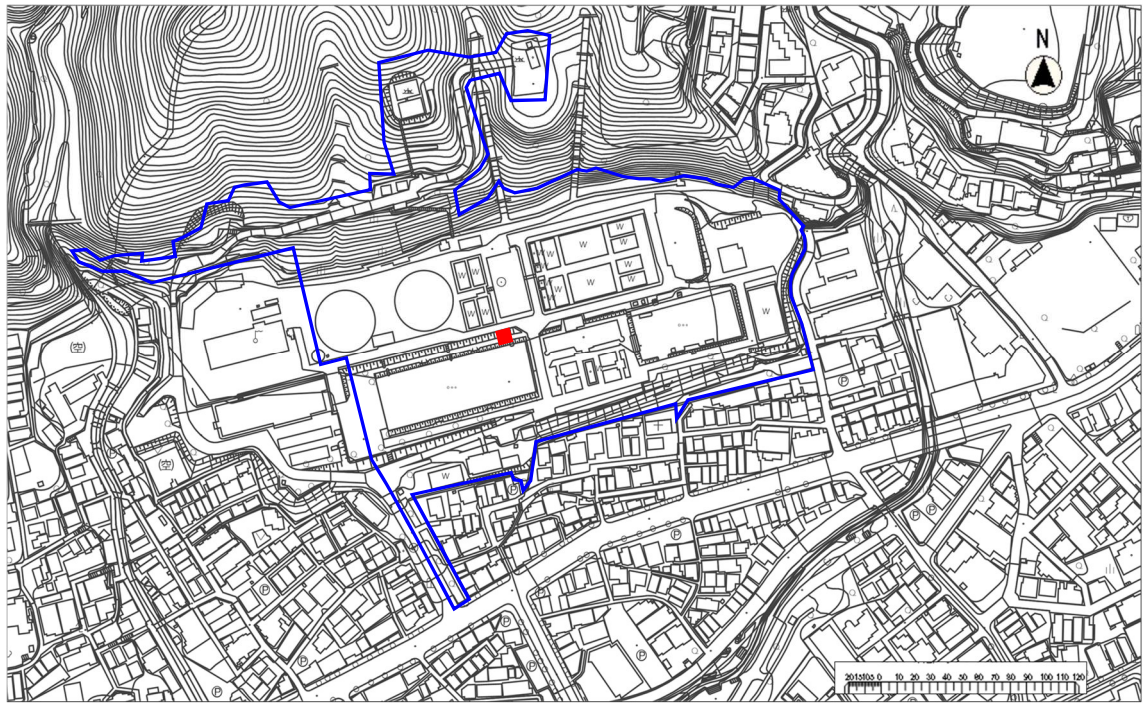


土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	兵庫区楠谷町 39 番の一部
指定の区分	☐ 要措置区域 ☒ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和 8 年 7 月 3 日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 ☐ 第 3 条 ☒ 第 4 条 ☐ 第 14 条 ☐ その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壌汚染のおそれがあると認められた、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物（アルキル水銀を含む）、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、有機りん化合物
土地の地歴調査結果	・水道施設として使用されている。 ・旧水質試験所等で様々な薬剤が使用されており、特定有害物質が含まれていた。
土壌の測定結果	鉛及びその化合物 溶出量最大値 0.012mg/L（指定基準値 0.01mg/L）
区域指定する土地の面積	100 m ²
土壌汚染の原因	事業活動によるものと考えられる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	☐ 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壌の直接摂取 （含有量超過はない）	☐ 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：土壌を直接摂取するおそれがない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図

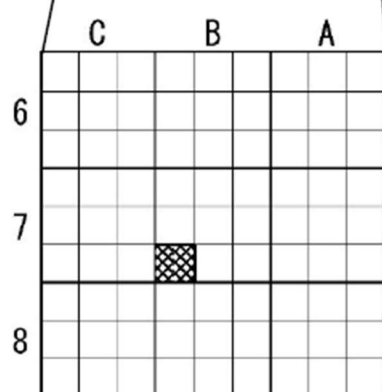
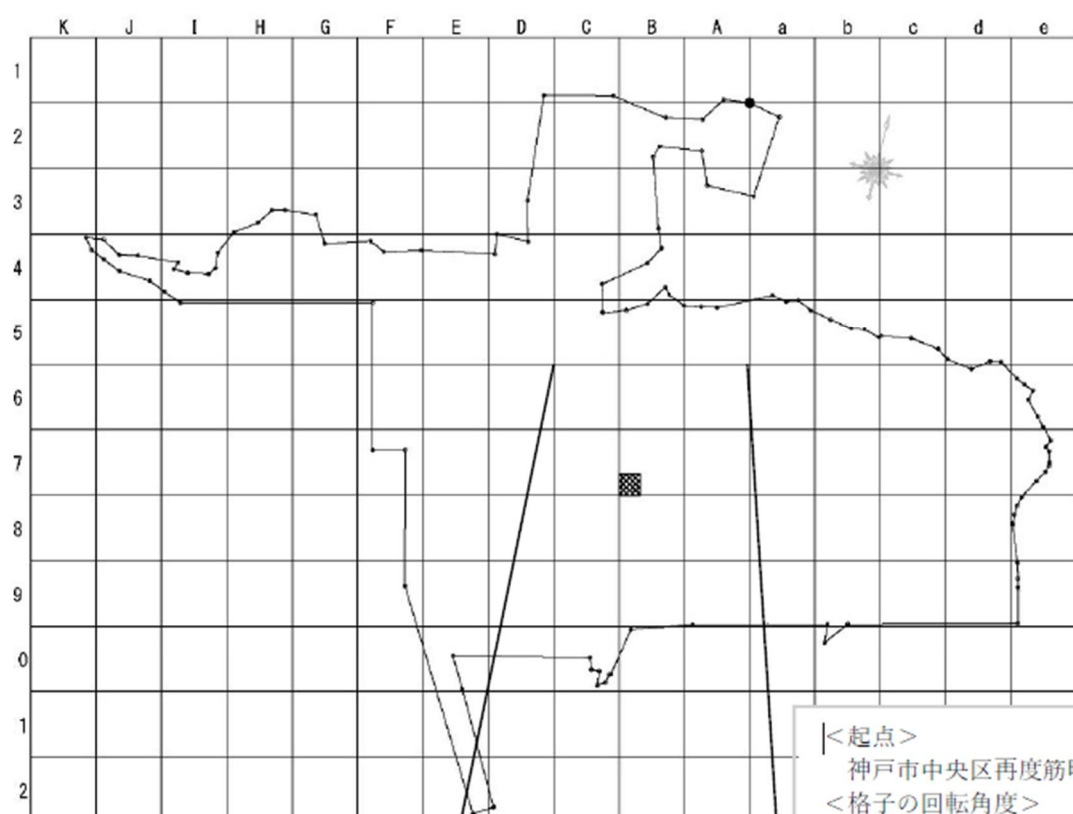


区域指定地を含む敷地



区域指定予定地

指定区域図



<起点>

神戸市中央区再度筋町 123 番 6 の最北端

<格子の回転角度>

76.1°

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

● 起点

○—○ 敷地境界

■ 形質変更時要届出区域

